

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000
計	1,500,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	416,903	416,903	東京証券取引所市場第一部	単元株制度を採用して いないため、単元株式 数はありません。
計	416,903	416,903	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年8月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年8月22日開催の株式会社パソナ定時株主総会において、当社を完全親会社として設立する株式移転(以下「本件株式移転」といいます)が承認され、本件株式移転により、株式会社パソナが平成17年8月25日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第3回新株予約権が交付されました。当社第3回新株予約権の状況は次のとおりです。

	事業年度末現在 (平成24年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年7月31日)
新株予約権の数(個)	3,832(注)1	3,681
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,832	3,681
新株予約権の行使時の払込金額(円)	310,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日より 平成24年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 310,000 資本組入額 155,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役・監査役・執行役員・従業員・顧問であることを要する。ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役・監査役・執行役員を任期満了により退任した場合、従業員を定年により退職した場合、期間満了により顧問の職を辞した場合、死亡した場合は、この限りではない。この場合、新株予約権者または新株予約権者の相続人は、当該事由が発生した日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が後見開始の審判を受けた場合は、新株予約権者の成年後見人が当該後見開始の審判の日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1個である。

ただし、当社が株式分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個あたりの目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額であり、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)を記載している。当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額および(注)2に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社普通株式の東京証券取引所における終値が、行使価額の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて取得することができる。
 - ③ その他、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使できないものが生じたときは当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 5 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数については、退職等により新株予約権の行使の条件を満たさなくなった者の有する新株予約権の数およびその目的となる株式の数を除いて記載しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年12月3日	434,403	434,403	5,000	5,000	5,000	5,000
平成20年8月29日	△17,500	416,903	—	5,000	—	5,000

- (注) 1 当社は、平成19年12月3日に株式移転により設立しております。
2 発行済株式総数は自己株式の消却により減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	29	17	76	60	5	7,980	8,167	—
所有株式数 (株)	—	24,263	981	64,001	76,727	7	250,924	416,903	—
所有株式数 の割合 (%)	—	5.82	0.24	15.35	18.40	0.00	60.19	100.00	—

- (注) 上記「個人その他」には、自己株式が42,401株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
南部 靖之	兵庫県神戸市	147,632	35.41
株式会社南部エンタープライズ	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	37,378	8.97
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	32,254	7.74
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎一丁目6番1号	12,000	2.88
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	10,980	2.63
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	8,082	1.94
メロン バンク エヌエー アズ エージェンツ フォー イッツ クライアント メロン オムニバ ス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	6,962	1.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	6,882	1.65
パソナグループ従業員持株会	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	5,796	1.39
株式会社メディカルアソシア	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号	4,400	1.06
計	—	272,366	65.33

(注) 1. 上記のほか、提出会社名義の自己株式42,401株(発行済株式総数に対する所有割合10.17%)がありますが、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。

2. ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成23年4月1日付で関東財務局に大量保有報告書の送付があり、平成23年3月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含まれておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602	59,690	14.32
計	—	59,690	14.32

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 42,401	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 374,502	374,502	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	416,903	—	—
総株主の議決権	—	374,502	—

② 【自己株式等】

平成24年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社パソナグループ (自己保有株式)	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号	42,401	—	42,401	10.17
計	—	42,401	—	42,401	10.17

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

株式移転により、株式会社パソナが平成17年8月25日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第3回新株予約権が交付されております。当該ストック・オプション制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	平成17年8月25日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数	株式会社パソナ取締役11名、同社執行役員22名、同社従業員966名、同社完全子会社(外国法人を含む)取締役10名、同社完全子会社以外の子会社・関連会社の取締役11名及び同社完全子会社以外の子会社の従業員2名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注) 2
株式の数(株)	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 2

(注) 1 当社設立前に株式会社パソナが決議した時点での内容を記載しております。

2 「(2)新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	42,401	—	42,401	—

3 【配当政策】

①利益配分に関する基本方針

当社は、成長過程にある人材ビジネス市場で十分な役割を果たすため、新規事業投資や設備投資などの成長資金を確保しつつ、経営基盤と収益力の強化に努め、企業価値の向上による株主利益の増大を目指しております。また、業績に応じた株主還元を実施することを基本方針として、連結配当性向の目標を25%としておりますが、同時に継続的かつ安定的な配当の維持にも努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年7月13日 取締役会	374	1,000

②当期の配当

当期の年間配当金は、1株につき1,000円（期末配当金1,000円）となっております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
最高(円)	142,000	86,700	79,000	75,000	79,900
最低(円)	55,400	38,900	52,100	51,000	53,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月
最高 (円)	79,800	76,000	74,000	74,000	73,300	71,000
最低 (円)	70,800	69,700	71,000	71,000	68,200	53,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 グループ 代表 兼 社長	—	南 部 靖 之	昭和27年1月5日	昭和51年2月 株式会社マンパワーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)設立同社専務取締役 平成3年4月 株式会社テンポラリーセンター(旧株式会社マンパワーセンター)代表取締役 平成4年3月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)代表取締役 平成11年4月 株式会社パソナ(旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ)代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)代表取締役グループ代表 平成16年8月 同社代表取締役グループ代表兼社長 営業総本部長 平成19年12月 同社代表取締役 当社代表取締役グループ代表兼社長(現任) 平成23年8月 株式会社パソナ代表取締役会長(現任) 平成24年6月 日本コロムビア株式会社外取締役(現任)	注5	147,632
取締役 会長	—	竹 中 平 蔵	昭和26年3月3日	平成7年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授 平成13年4月 経済財政政策担当大臣、IT担当大臣 平成14年9月 経済財政政策担当大臣、金融担当大臣 平成16年7月 参議院議員 平成16年9月 経済財政政策担当大臣、郵政民営化担当大臣 平成17年10月 総務大臣、郵政民営化担当大臣 平成18年11月 慶應義塾大学教授グローバルセキュリティ研究所所長(現任) 平成18年12月 社団法人日本経済研究センター特別顧問 アカデミーヒルズ理事長(現任) 平成19年2月 株式会社パソナ特別顧問、同社アドバイザーボードメンバー 平成21年8月 当社取締役会長(現任) 平成22年4月 公益社団法人日本経済研究センター研究顧問(現任)	注5	21

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	専務執行役員 人事部・広報 室・企画制作 室担当兼社会 貢献室長	深 澤 旬 子	昭和28年5月28日	昭和49年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式 会社)入社 昭和53年7月 株式会社電通入社 昭和56年9月 株式会社テンポラリーセンター(現株式 会社南部エンタープライズ)入社 平成2年1月 同社取締役広報室長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサン ライズ)専務執行役員人事企画本部長 平成15年4月 株式会社パソナハートフル代表取締役 社長(現任) 平成19年12月 当社取締役専務執行役員人事部・広報 室・企画制作室担当兼社会貢献室長(現 任)	注5	1,727
取締役	専務執行役員 事業開発部 担当	山 本 絹 子	昭和30年11月5日	昭和54年2月 株式会社テンポラリーセンター(現株式 会社南部エンタープライズ)入社 平成2年1月 同社取締役大阪営業本部担当 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサン ライズ)常務執行役員雇用開発室担当雇 用開発室長 平成17年6月 株式会社関西雇用創出機構(現株式会 社日本雇用創出機構)代表取締役社長 平成19年12月 当社取締役専務執行役員事業開発部担 当(現任)	注5	1,085
取締役	専務執行役員 経営企画部 担当	若 本 博 隆	昭和35年11月2日	昭和59年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀 行、株式会社埼玉りそな銀行)入行 平成元年6月 株式会社テンポラリーセンター(現株式 会社南部エンタープライズ)入社 平成18年9月 株式会社パソナ(旧株式会社テンポラ リーセンター、現株式会社南部エン タープライズ)取締役常務執行役員経営企画 室長兼法務室・関連会社室・国際業務 室担当 平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 兼CMO室・国際業務室担当 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン社外取締 役(現任) 平成24年7月 当社取締役専務執行役員経営企画部担 当(現任)	注5	310
取締役	常務執行役員 財務経理部・ IR室担当	仲 瀬 裕 子 本名：坂田裕子	昭和44年10月31日	平成4年4月 株式会社テンポラリーセンター(旧株式 会社パソナ)入社 平成14年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサン ライズ)広報企画部長 平成17年9月 株式会社パソナ執行役員IR室長 平成19年12月 当社執行役員IR室長 平成21年9月 当社常務執行役員IR室長 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン社外取締 役(現任) 平成22年8月 当社取締役常務執行役員財務経理部・ IR室担当(現任) 株式会社パソナ取締役常務執行役員財 務経理本部長 平成23年8月 同社取締役常務執行役員経理部・財務 部担当(現任)	注5	166

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	国際業務室 担当	佐藤 司	昭和45年 5月15日	平成12年 2月 Pasona International, Inc. (現Pasona NA, Inc.)入社 平成16年 4月 Pasona NA, Inc. 代表取締役社長 平成19年12月 当社常務執行役員国際業務室長 平成21年 6月 株式会社パソナ取締役副社長 平成22年 3月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナキャ リア)取締役副社長COOパソナカンパ ニーカンパニープレジデント 平成23年 8月 当社取締役国際業務室担当(現任) 株式会社パソナ代表取締役社長(現任)	注 5	104
取締役	情報システム 企画部担当	森本 宏一	昭和40年 7月 3日	平成元年 4月 株式会社テンポラリーセンター(旧株式 会社パソナ)入社 平成10年 3月 株式会社パソナテック取締役 平成11年10月 同社代表取締役社長 平成21年 8月 当社取締役 平成22年 8月 当社取締役情報システム企画部担当(現 任) 平成24年 3月 キャブラン株式会社代表取締役 平成24年 4月 同社代表取締役社長(現任) 株式会社パソナテック代表取締役会長 (現任) 平成24年 6月 株式会社パソナCIO代表取締役社長 (現任)	注 5	400
取締役	—	鈴木 雅子	昭和29年 2月 4日	昭和47年 4月 日本郵船株式会社入社 昭和58年 7月 株式会社テンポラリーセンター(現株式 会社南部エンタープライズ)入社 平成11年 4月 株式会社パソナ(旧株式会社テンボラ リーセンター、現株式会社南部エンター プライズ)執行役員中部日本営業本部長 兼中部日本スタッフイング部長 平成14年 6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサン ライズ)常務執行役員スタッフイング統 括部・CS部・業務部担当スタッフイ ング統括部長 平成18年 7月 同社取締役専務執行役員営業本部長 平成19年12月 当社取締役専務執行役員総務部・コン プライアンス室・法務室・内部統制室 担当 平成22年 6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副 社長 平成22年 8月 当社取締役(現任) 平成22年10月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副 社長人事部・総務部・法務コンプライ アンス統轄室・システム開発部担当(現 任)	注 5	535

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	渡辺 尚	昭和39年12月11日	平成元年4月 株式会社テンポラリーセンター(旧株式会社パソナ)入社 平成12年2月 株式会社パソナキャリアアセット(現株式会社パソナ)代表取締役社長 平成22年3月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナキャリア)取締役副社長COOパソナキャリアカンパニーカンパニープレジデント(現任) 平成22年8月 当社取締役(現任)	注5	522
取締役	—	平澤 創	昭和42年3月26日	平成2年4月 任天堂株式会社入社 平成4年10月 株式会社フェイス設立 代表取締役(現任) 平成15年3月 株式会社八創代表取締役(現任) 平成16年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)社外取締役 平成19年12月 当社取締役(現任) 平成22年4月 コロムビアミュージックエンタテイメント株式会社(現日本コロムビア株式会社)取締役 取締役会会長 平成22年6月 同社取締役会長(現任) 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役(現任)	注5	1
取締役	—	衛藤 博啓	昭和16年1月14日	昭和39年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行)入行 平成2年6月 同行取締役秘書室長 平成5年5月 同行代表取締役常務取締役 平成8年6月 同行代表取締役専務取締役 平成10年4月 同行代表取締役副頭取 平成11年6月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)代表取締役副社長 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成15年3月 みずほ信託銀行株式会社代表取締役社長 平成16年6月 同社顧問(現任) 平成17年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)社外取締役 平成19年12月 当社取締役(現任)	注5	170
取締役	—	後藤 健	昭和16年3月29日	昭和38年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和59年5月 同社取締役管理担当 昭和63年3月 同社常務取締役管理部門担当 平成5年4月 同社専務取締役兼カスタマー・ファイナンシングアジア・パシフィックゼネラルマネジャー 平成13年4月 同社副会長 平成18年4月 同社特別顧問 平成18年6月 コムシスホールディングス株式会社社外監査役 日本コムシス株式会社社外監査役 平成19年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 平成19年12月 当社監査役 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン社外監査役(現任) 平成24年6月 コムシスホールディングス株式会社社外取締役(現任) 平成24年8月 当社取締役(現任)	注5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	肥 後 一 雄	昭和17年6月8日	昭和40年4月 住友信託銀行株式会社入行 昭和57年1月 同行秘書室長 平成5年2月 同行日比谷支店長 平成8年7月 株式会社パソナ(現株式会社南部エンタープライズ)管理本部管理部理事 平成8年11月 同社東日本営業本部副本部長 平成9年4月 同社取締役 平成11年8月 日本アウトソーシング株式会社代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)常務執行役員 平成13年5月 同社参与 内部監査室長 平成15年8月 同社監査役(現任) 平成19年12月 当社監査役(現任)	注6	335
監査役	—	船 橋 晴 雄	昭和21年9月19日	昭和44年7月 大蔵省入省 昭和53年5月 外務省在ベルギー日本国大使館 昭和59年6月 大蔵省広報室長 平成元年5月 外務省在フランス日本国大使館 平成6年6月 大蔵省副財務官 平成7年3月 東京税関長 平成9年7月 国税庁次長 平成10年6月 証券取引等監視委員会事務局長 平成12年6月 国土庁長官官房長 平成13年7月 国土交通省国土交通審議官 平成14年7月 同省退官 平成15年2月 シリウス・インスティテュート株式会社代表取締役(現任) 平成17年3月 ケネディクス株式会社社外監査役(現任) 平成19年12月 当社監査役(現任) 平成21年6月 第一生命保険株式会社社外取締役(現任)	注6	10
監査役	—	松 浦 晃 一 郎	昭和12年9月29日	昭和34年4月 外務省入省 昭和63年7月 外務省経済協力局長 平成2年1月 外務省北米局長 平成6年8月 外務省在フランス日本国大使 平成10年11月 世界遺産委員会議長 平成11年11月 外務省退官 ユネスコ事務局長 平成21年11月 ユネスコ事務局長退任 平成22年11月 公益財団法人日仏会館理事長(現任) 平成23年8月 当社監査役(現任)	注6	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	野村周央	昭和41年9月3日	平成4年4月 総務庁入庁 平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 堀裕法律事務所(現堀総合法律事務所) 入所 平成18年4月 東京大学アカデミック・ハラスメント 防止委員会委員(現任) 平成18年7月 千葉大学法務委員会副委員長(現任) 平成21年6月 株式会社新銀行東京社外監査役(現任) 平成22年1月 堀総合法律事務所パートナー(現任) 平成24年8月 当社監査役(現任)	注7	—
計						153,023

- (注) 1 取締役平澤創、衛藤博啓、後藤健の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 株式会社東京証券取引所に対し、平澤創、衛藤博啓、後藤健、船橋晴雄、松浦晃一郎、野村周央の6氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- 4 当社では、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役4名を含め、10名で構成されております。
- 5 取締役の任期は、平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役肥後一雄、船橋晴雄、松浦晃一郎の3氏の任期は、平成23年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年5月期に係る定時株主総会終結までであります。
- 7 監査役野村周央氏は、監査役後藤健氏の補欠として選任されましたので、その任期は当社定款の定めにより退任された同監査役の任期が満了となる時までとなるため、平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年5月期に係る定時株主総会終結までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、『人を活かす』ことを人材サービスの原点とし、常に高い志と使命感を持って、新たな社会インフラを構築し、果敢に挑戦し続けることを使命としています。

こうした企業理念・企業としての社会的使命に共感いただける、株主をはじめとする、当社ステークホルダー（利害関係者）に対して、企業価値の継続的な向上を実現することは、企業としての基本的使命でもあります。

当社グループは、常に、社会から「必要とされる会社」であり、働く人々に「真の“ソーシャル・ワーク・ライフ・バランス”を提言する会社」、顧客企業に「信頼と安心感を持たれる会社」、従業員が「自信と誇りを持ってチャレンジできる会社」であり続けなければなりません。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの強化を推進し、遵法精神と高い倫理観に基づいたマネジメントを常に意識して実行してまいります。

業界のリーディングカンパニーとしての自覚を持ち、当社グループおよび業界全体の社会的信用を高める努力を継続していくことは、ステークホルダーに対する責任を果たすと同時に、当社の事業基盤をより強固にし、企業価値を向上させるものであると確信しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を上場証券取引所および弊社ホームページ上に掲載し、一般に公開するとともに、記載内容の更新を随時行っております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 会社の機関の基本説明

当社は、「監査役会設置会社」形態を採用しておりますが、経営に対する監視・監督機能の強化については、「監査役体制」、「取締役会と執行役員制」、「社外取締役・社外監査役の選任」等を通して、実質的にその機能を果たしているものと考えております。また、有価証券報告書提出日現在、取締役会を取締役13名のうち社外取締役3名、監査役4名のうち社外監査役3名と役員35%を社外役員で構成することにより、取締役会の監視機能を強化しております。

内部統制に関する主要機関は以下のとおりです。

イ 取締役会

平成24年5月31日現在、取締役12名（うち社外取締役2名）で構成しており、第5期における取締役会は16回開催しております。

ロ 監査役会

平成24年5月31日現在、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しており、第5期における監査役会は15回開催しております。

ハ 経営会議

全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に審議を行うために、原則として月2回、常勤取締役および常勤監査役で組織する経営会議にて審議しております。

ニ 執行役員制度

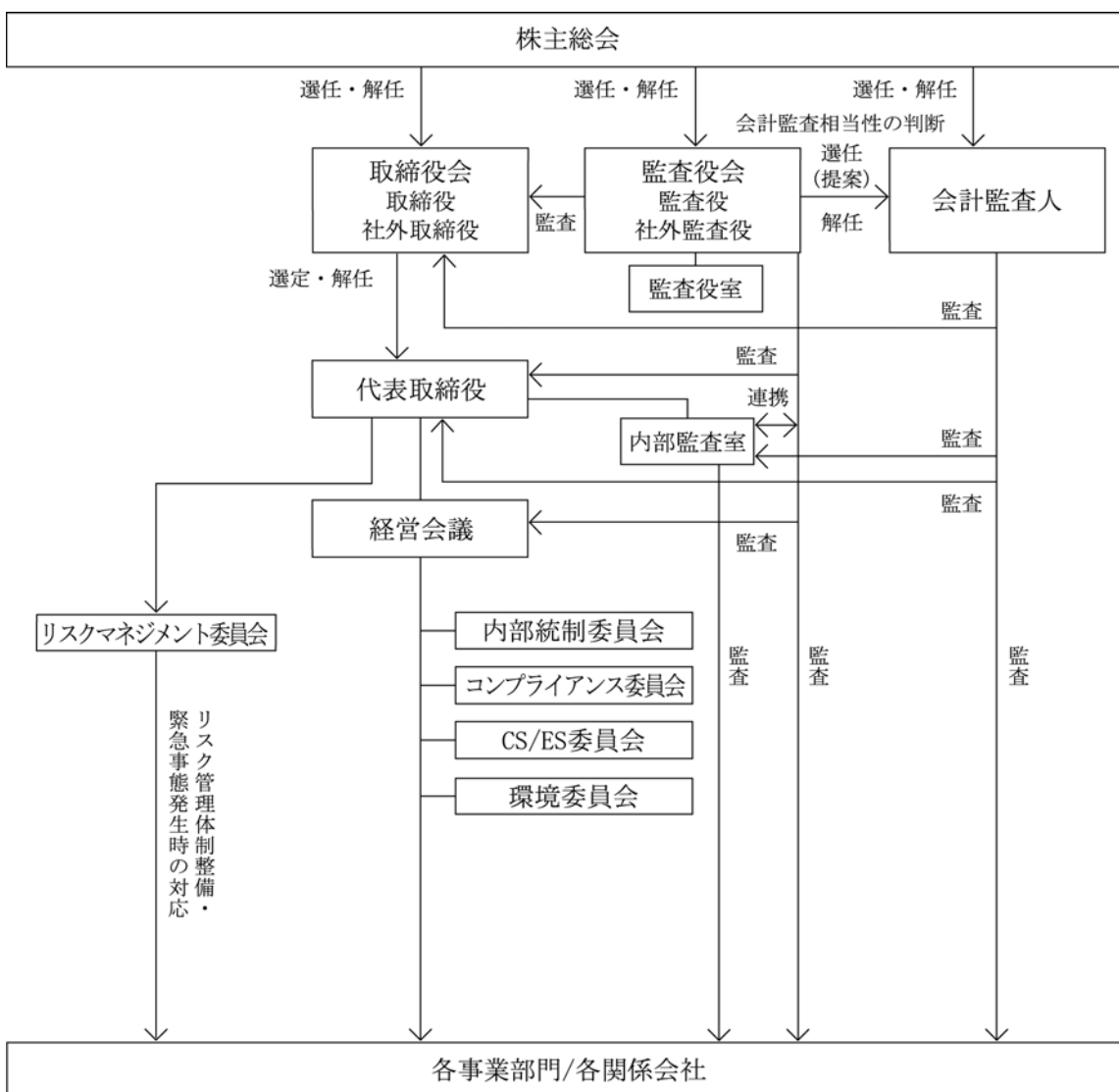
監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しています。

ホ 内部統制委員会 他

経営会議の下部組織及び代表取締役直轄組織として、内部統制やリスク管理、また顧客満足度の向上などの具体的な施策を実施するため、次の5つの委員会を部門横断的に設けております。

- (i) 内部統制委員会
- (ii) コンプライアンス委員会
- (iii) CS/ES委員会
- (iv) 環境委員会
- (v) リスクマネジメント委員会

『コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制図』



b. 内部統制システムの整備の状況

イ 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役が定められた企業行動憲章に基づき、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動を取る様、取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- (ii) コンプライアンス委員会は、役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
- (iii) コンプライアンス委員会の活動概要は四半期毎に取締役会に報告する。
- (iv) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- (v) 常勤監査役並びに当社と利害関係を有しない社外監査役による監視を行う。
- (vi) 取締役に、社外で実施されるコンプライアンスに関する各種セミナー等への出席を奨励する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うとともに、役職員全員に危機管理マニュアルの概要を配布することにより徹底を図る。
- (ii) 当社のリスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理はリスクマネジメント委員会が行い、総務部の担当役付執行役員を全社のリスクに関する統括責任者として指名する。
- (iii) リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速且つ適切な情報伝達が行える様、整備を行っておく。
- (iv) 内部監査室は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 各取締役の職務執行については、組織規程により業務分掌、職務権限が定められており、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っていく。
- (ii) 定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- (iii) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

ホ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
- (ii) 内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (iii) 内部通報制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択出来る体制になっており、今後も制度の一層の充実を図っていく。
- (iv) コンプライアンス委員会、コンプライアンス室及び内部監査室は、平素より、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。

へ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社において制定した企業行動憲章を、企業集団内においても適用し、企業活動の根本理念の共有と徹底を図る。
- (ii) 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- (iii) 当社の内部監査室は当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を常勤取締役及び常勤監査役が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- (iv) 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき内部統制評価計画の策定、内部統制室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。
- (v) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、グループ各社（上場会社を除く）の定める内部通報制度によりグループ各社の役職員も当社の社内通報先または社外通報先のいずれかに直接通報することが出来る体制とする。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役室を設置し、監査役室の要員が専任の補助者として監査役の職務の補助を行う体制とする。

チ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の事前承認を得なければならないものとする。

リ 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは定められた制度に基づき速やかに監査役に報告を行うことの徹底を図る。

また、内部通報制度により通報者より通報先へ通報があった場合、直ちに監査役へ報告されることとなっている。

ヌ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、監査役室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

ル 反社会的勢力を排除するための体制

- (i) 当社は、「パソナグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (ii) 不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規定等の整備を行い、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

c. 内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査

社長直属の内部監査室（人員：3名）が内部監査規程に基づき、法令および社内諸規程の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。又、内部統制システムの構築・運用状況のチェックについては内部統制室にて行っております。

また常勤監査役は、内部監査結果について個別の内部監査報告書の報告を受けるとともに、月1回開催される内部監査報告会に出席し、内部監査室長からの報告を受け、また別途、内部監査室長と月1回情報交換会を定期的に開催し、社内業務の適正化、コンプライアンス遵守状況の確認、業務改善、指導事項を共有化しております。加えて、監査役監査方針計画と、内部監査方針等につき、緊密な情報交換を実施しております。

ロ 監査役監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名の4名で構成されております。監査役は、経営会議等の重要な会議への出席、取締役からの事業報告の聴取および関係会社に対する会計監査、重要な文書・帳票等の閲覧、会計監査人の監査方法が相当であるかの監査、内部監査室との定例会議等の監査活動により、業務執行状況全般を監視しており、監査結果は取締役会に対し文書または口頭で報告、必要に応じて助言または是正の勧告を行う場合もあります。なお、監査役補助者として監査役室（人員：2名）を設置しております。

ハ 会計監査

当社の会計監査人であり、有限責任監査法人トーマツ及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は監査法人との間で監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。第5期において業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員：平野洋氏、中井新太郎氏、中原健氏

（注）継続監査年数は、7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士7名及びその他監査従事者9名を構成員として、監査法人の監査計画に基づき、決定されております。

d. リスク管理体制の整備の状況

上述の「内部統制システムの整備の状況」に記載された「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備しております。

e. 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	238	238	—	10
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	1
社外役員	26	26	—	6

(注) 1 取締役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額600百万円以内と定められております。

2 監査役の報酬限度額は、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会において、年額50百万円以内と定められております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員に対する報酬等の額を、平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で、役位、立場、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

平成20年8月20日開催の第1期定時株主総会で決議された報酬限度額は、取締役については年額総額600百万円(うち社外取締役分は年額総額50百万円)、監査役については年額総額50百万円となっております。

f. 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい(最大保有会社)株式会社ベネフィット・ワンについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5銘柄

貸借対照表計上額の合計額 136百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

前事業年度は、最大保有会社に該当しないため、記載を省略しております。

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本社宅サービス株式会社	194,500	134	営業協力等の業務提携による強固な関係を築くことで両社の業容の発展・拡大を推進するため
株式会社リロ・ホールディング	200	0	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい株式会社パソナテックについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2銘柄

貸借対照表計上額の合計額 87百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

前事業年度は、最大保有会社に該当しないため、記載を省略しております。

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社ビットアイル	94,000	82	営業協力等の業務提携による強固な関係を築くことで両社の業容の発展・拡大を推進するため

(注) 保有目的が純投資目的である株式、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4銘柄

貸借対照表計上額の合計額 325百万円

- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社サンリオ	120,000	373	取引関係の構築・維持・強化を図るための政策投資目的
テンプホールディングス株式会社	100	0	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
テンプホールディングス株式会社	100	0	業務調査及び情報収集のため

(注) 保有目的が純投資目的である株式、当事業年度中に保有目的を変更した株式はありません。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

- g. 社外取締役等の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間には、下記以外の利害関係はありません。

平成24年5月31日現在

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	平澤 創	株式会社フェイス	代表取締役	—
		日本コロムビア株式会社	取締役会長	—
		株式会社八創	代表取締役	—
		株式会社ベネフィット・ワン	社外取締役	関係会社 取引先
	衛藤 博啓	安田不動産株式会社	社外監査役	—
社外監査役	後藤 健	株式会社ベネフィット・ワン	社外監査役	関係会社 取引先
	船橋 晴雄	ケネディクス株式会社	社外監査役	—
		第一生命保険株式会社	社外取締役	—
		イーピーエス株式会社	社外監査役	—
		シリウス・インスティテュート株式会社	代表取締役	—
			株式会社日本雇用創出機構	社外監査役
松浦 晃一郎	公益財団法人日仏会館	理事長	—	

- h. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であり、役員（取締役、監査役）の総数に占める社外役員
の比率は35%であります。

社外取締役については、当社取締役会などにおける経営の意思決定プロセスにおいて、これまでの豊
富な経験、知見に基づき、客観的かつ多角的な見地からの意見を得られると判断し、就任いただい
ております。

社外監査役については、客観的な視点並びに立場の意見を得ること、及びこれまでの豊富な経験、知識に基づく適正な監査を実施願うため、就任いただいております。

社外取締役の平澤創氏は、日本コロムビア株式会社の取締役会長であり、同社の社外取締役に当社代表取締役の南部靖之氏が就任しております。

社外取締役の衛藤博啓氏は、みずほ信託銀行株式会社の顧問であり、当社は同行に株式事務代行業務を委託しております。

社外監査役の野村周央氏が所属する堀総合法律事務所との間で顧問契約及び業務委託契約を締結しておりますが、野村周央氏はこれらの契約の業務に関与はされておられません。

平澤創氏、衛藤博啓氏、野村周央氏と当社の当該関係につきましては、以上のとおりその内容については社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員といいます）としての独立性に影響を与えるような重要なものとは看做されないものと判断しております。

なお、上記3氏を除くほかの社外役員との間につきましても人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしておりますので、社外役員6名全員を独立役員としております。

また、社外取締役による監督につきましては、取締役会における意思決定のプロセス並びに執行の監督、内部統制委員会の報告の聴取等を通じて行われ、社外監査役による監査は、監査役会への内部監査室長及び監査役室長の報告、会計監査人による四半期レビュー及び期末監査報告の聴取並びに意見陳述、取締役への直接の説明聴取、社外取締役との意見交換等を通じ相互に連携を図って行われております。

i. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待された役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j. 社外取締役等の会社に対する責任の制限

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役は480万円と同法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額、社外監査役は同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

k. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

1. 取締役の定数

当社は、当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

m. 株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

n. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	49	1	49	1
連結子会社	52	—	45	2
合計	101	1	94	4

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社Pasona Taiwan Co., Ltd.他2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査業務に係る報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社Pasona Taiwan Co., Ltd.他2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査業務に係る報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）への移行等についての指導・助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）への移行等についての指導・助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容、監査に要する時間等を十分に考慮し、適切に監査報酬額を決定しています。